

消費税法

本試験問題

〔第一問〕問1(1)イ

- (1) 消費税の納税義務に関して、次のイ～ニに掲げる取引等に起因して、消費税法第9条第1項以外の規定により、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が免除されないこととなる期間又は課税期間の生じることがある場合には、その免除されないこととなる期間又は課税期間について簡潔に述べなさい。
- イ 新たに内国法人を設立した場合又は外国法人が国内で事業を開始した場合

〔第一問〕問1(2)

- (2) 課税資産の譲渡等、特定課税仕入れ及び外国貨物の保税地域からの引取りについて、消費税の納税義務者及び納税義務が成立する時期を、それぞれ簡潔に述べなさい。

〔第一問〕問1(1)ハ

- (1) 消費税の納税義務に関して、次のイ～ニに掲げる取引等に起因して、消費税法第9条第1項以外の規定により、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が免除されないこととなる期間又は課税期間の生じることがある場合には、その免除されないこととなる期間又は課税期間について簡潔に述べなさい。
- ハ 法人が設立10期目に設備投資を行い、税抜価格1,500万円の機械装置を購入した場合

〔第一問〕問2(2)

- 平成24年10月1日に設立されたB社は、ブランド品等の買取・販売業を営む9月決算の内国法人であり、設立以来、令和6年9月期の課税期間（令和5年10月1日から令和6年9月30日までの課税期間）まで課税事業者に該当しているが、適格請求書発行事業者の登録を受けていない。
- B社の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの課税期間における課税売上高は1,340万円、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの課税期間における課税売上高は950万円、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間における課税売上高及び給与支払額は、いずれも1,000万円以下である。
- B社は、令和6年7月31日に設立後初めて「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第37条第1項に規定する届出書）を提出し、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間については簡易課税制度を適用して消費税の確定申告を行い、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は免税事業者に該当するとして、消費税の確定申告は行わなかった。
- B社は、令和6年8月14日及び同年9月3日に国内の事業者から金地金をそれぞれ88万円及び143万円で購入している。
- なお、B社は「消費税課税事業者選択届出書」（同法第9条第4項に規定する届出書）を提出したことはない。また、合併、分割等を行っておらず、高額特定資産は購入していない。

〔第一問〕問2(3)

- 消費税法に関する次の(1)～(4)の内容の正誤を答え、その正誤についての理由を法令に沿って説明しなさい。なお、いずれも国内において行われた取引とする。
- (3) C社はゲームアプリの開発及び配信を行う12月決算の外国法人（課税事業者に該当し、日本国内に支店等は有していない。）である。
- C社は、消費税法第15条の2の規定により国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してアプリの配信を行い、当該特定プラットフォーム事業者を介して利用者からアプリの利用料を受受しており、当該アプリの配信は、規約に同意すれば誰でも利用可能なものである。
- C社は、日本国内に居住している利用者に対する当該アプリの配信について、C社が国内において行う課税資産の譲渡等に該当するとして、令和8年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税の確定申告を行った。

TAC予想問題

●直前対策講義 補助問題 第3回〔第一問〕問2

- (1) 乙社の設立第1期における納税義務について
- ①納税義務者の原則及び②小規模事業者に係る納税義務の免除の規定を述べた上で、③乙社の設立第1期の納税義務の有無について、④令和8年4月1日から6月30日まで、⑤令和8年7月1日から令和9年3月31日までの各期間に分けて述べるとともに、⑥その根拠となる規定を簡潔に述べなさい。

●直前予想答練〔第一問〕問2(4)

- 適格請求書発行事業者である法人F（3月決算法人である。）は、当課税期間の10月に太陽光パネル設備の取得を1,500万円（消費税及び地方消費税を含まない金額である。）で行った。
- 当課税期間は、原則課税により控除不足還付税額を生じさせ、かつ、翌課税期間以後は、簡易課税制度を適用し、消費税額の納付を有利にしたい。
- そのため、当課税期間の11月中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、翌課税期間以後は簡易課税制度の適用を受けることができるか、教えてほしい。

●直前予想答練〔第一問〕問1(4)

- 内国法人であるA社（以下「A社」という）は、国内において個別に契約を締結した内国法人B社から白金の地金（高額特定資産には該当しない。以下「本件金地金等」という。）を仕入れ、書面により適格請求書の交付を受けた。本件金地金等の仕入れは、国内において行う課税仕入れに該当し、課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額は、200万円以上である。
- また、A社の当課税期間に係る基準期間における課税売上高は1億円を超えている。
- 以上を踏まえて、本件金地金等について、下記の問に答えなさい。
- なお、仕入明細書、特定課税仕入れ及び特定資産の譲渡等に係る事項については、触れる必要はない。
- (4) 本件金地金等の仕入れが、A社の翌課税期間以後の納税義務の有無に影響を及ぼすか否かを述べるとともに、その規定の内容を説明しなさい。

●直前対策講義 補助問題 第1回〔第一問〕問2(2)

- 次の(1)～(3)までの消費税に関する文章につき、正誤及びその理由を消費税法に沿って述べなさい。
- (2) 外国法人B社は、日本国内に旅行に来ている外国人旅行者C（日本国内に住所又は居所がない者）に対してデジタルプラットフォームを介して、ゲームアプリの配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）を行い、その対価について特定プラットフォーム事業者を介して受取った。本件取引は「プラットフォーム課税」の適用の対象となる。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問2(5)

- (5) 内国法人D社はオンラインゲームを開発して、国内においてデジタルプラットフォームを介して国内の消費者に対してアプリ配信を行っている。D社はアプリ配信の販売代金を特定プラットフォーム事業者を介して受け取った。この場合に、D社が行ったアプリ配信に係る消費税の納税義務者に関して法令に沿って簡潔に述べなさい。

〔第二問〕前提事項⑫ 【資料】(3)イ(イ)(ロ)(ハ)(ニ) ホ(イ)(ロ)(ハ) ⑫ 甲及び乙は、いずれも古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による古物商の許可を受けており、同法により求められる手続等を適正に履行している。 イ 「売上金額」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 新車の売上高 (ロ) 中古車の売上高 A 事業者に対するもの 275,000円 上記金額は、中古車両について点検、清掃等を行って販売したものである。 B 消費者に対するもの 3,463,020円 上記金額には、中古車両について点検、清掃等を行って販売したものの1,352,150円が含まれており、残額は中古車両の塗装や部品の取替えを行って販売したものである。 (ハ) 修理の売上高 (ニ) レンタルの売上高 3,042,872円 ホ 「仕入金額」の内訳は次のとおりである。 (イ) 新車の購入代金 8,014,513円 (ロ) 中古車の購入代金 3,551,400円 上記金額には、消費者に新車を販売する際、下取りをしたものの1,542,000円が含まれており、残額はオークションで購入したものである。 (ハ) 部品・タイヤ・オイルの購入代金 1,627,394円 上記金額のうち、187,000円は適格請求書発行事業者以外の者に支払った金額である。		●全国公開模試〔第二問〕問1 資料4、8 イハ 4 甲社は、賃借する店舗にて、新品の楽器の販売、レンタルスタジオ運営のほか、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による古物商の許可を受け、古物（同法第2条第1項に規定する古物をいう。以下同じ。）である楽器の買取り、販売のみを行っている。 8 イ 「総売上高」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 楽器売上高 490,807,500円（仮受消費税等48,259,702円） C 国内における古物である楽器の売上高 145,139,600円（仮受消費税等14,513,952円） (ロ) 修理売上高 7,689,700円（仮受消費税等640,415円） (ハ) レンタルスタジオ売上高 28,600,100円（仮受消費税等2,804,750円） ハ 「商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 国内における新品の楽器の仕入高 284,886,070円（仮払消費税等28,488,550円） (ハ) 適格請求書発行事業者以外の者からの新品の楽器の仕入高 6,845,730円（仮払消費税等536,920円） (ニ) 古物である楽器の買取高 112,124,050円（仮払消費税等11,212,397円） (ホ) 適格請求書発行事業者以外の者からの古物である楽器の買取高 2,908,700円
〔第二問〕【資料】(3)ホ(ホ) (ホ) 仕入返品 83,170円 新車の購入に当たってメーカーより受けたリベートの金額である。		●実力完成答練 第1回〔第二問〕問Ⅳ(5)① (5) 「仕入値引戻し高」の内訳は、次のとおりである。 ① 上記(4)①の仕入れに係るリベート 6,840,475円 すべて当該課税期間における仕入れに係るものであり、免税事業者からの仕入れに係るものは含まれていない。
〔第二問〕【資料】(3)チ(イ) チ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。 (イ) ホームページの運営費用 240,000円 上記金額は全て国内事業者に支払ったものであり、ホームページを改修してもらうため適格請求書発行事業者以外の者に支払った50,000円が含まれている。		●実力完成答練 第2回〔第二問〕問1 資料4 リ(ハ) リ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。 (ハ) 通販用のホームページのメンテナンス料 800,000円 国内のインターネット会社に委託したメンテナンス料である。
〔第二問〕【資料】(3)カ カ 「雑費」には、定期購読契約に基づく日刊新聞の購読費用14,100円、月刊誌の購読費用4,950円、同業者団体の会費30,000円（その団体の業務運営に必要な通常会費）が含まれており、残額は全て課税仕入れに該当する。		●全国公開模試〔第二問〕問1 【資料】8 V レ 「その他の費用」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 定期購読している音楽専門誌（月刊誌）の購読費用 33,650円（仮払消費税等3,365円）
〔第二問〕【資料】(1)ロ ロ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 顧客が加入した自賠責保険や任意保険の代理店手数料 726,521円		●実力完成答練 第2回〔第二問〕問1 【資料】6 ハ ハ 「その他の収入金額」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 代理店手数料収入 172,000円 火災保険及び地震保険の加入手続きの代理業務を行ったことにより損害保険会社から受け取ったものである。